

船員災害防止活動の促進に関する法律

1 . 案内情報

手続名	:	船員災害防止協会の設立の認可
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第 3 7 条
手続対象者	:	発起人
提出時期	:	創立総会の終了後遅滞なく。
提出方法	:	定款及び船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則第 2 条に定める事項を記載した書面（様式はない）を厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

2 . 窓口情報

提出先：国土交通省海事局船員部労働基準課

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

3 . 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	1 0 日（支局経由は 1 7 日）
不服申立方法	:	行政不服審査法